沿岸漁業改善資金の基本的事項について

◆　基金の名称

　　沿岸漁業改善資金

◆　基金の額（令和７年３月31日現在）

　　528,730,803円

　　うち国費相当額323,575,536円

◆　基金事業等の概要

　沿岸漁業者等の経営や生活の改善及び青年漁業者等の養成確保を図ることを助長するため、国と県で造成した財政資金を直接無利子で貸し付ける事業（根拠法「沿岸漁業改善資金助成法」（昭和54年法律第25号））

◆　貸付に当たっての申請方法及び審査体制、貸付決定

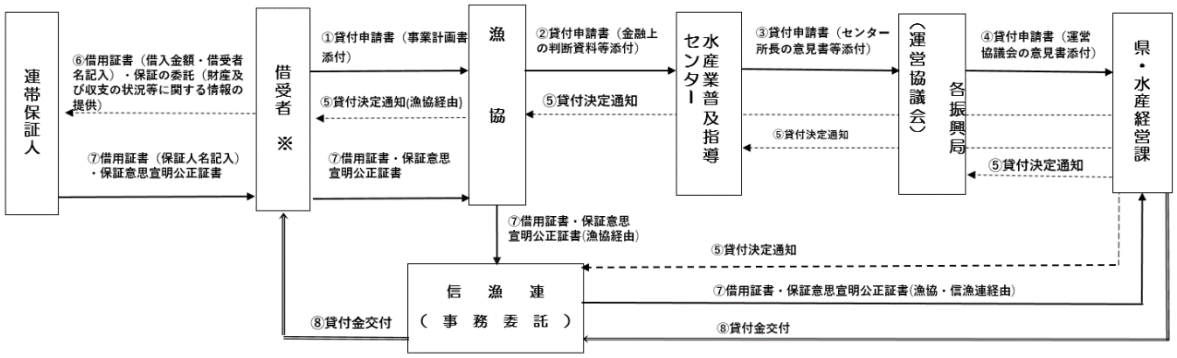

（１）　申請者は、貸付申請書に必要書類を添え、漁協を経由して知事に提出する。（長崎県沿岸漁業改善資金貸付規程第６条、長崎県沿岸漁業改善資金事務取扱要領第４）

（２）　知事は、貸付申請書の提出を受けたときは、県水産関係機関の長及び水産団体役職員等で構成する沿岸漁業改善資金運営協議会の意見等を参しゃくし、貸付適格条件、事業内容及び普及計画との関連について総合的に審査し、貸付の適否を決定する。（長崎県沿岸漁業改善資金貸付規程第７条、長崎県沿岸漁業改善資金事務取扱要領第５）

◆　審査基準

　長崎県沿岸漁業改善資金貸付規程第２条別表第１、長崎県沿岸漁業改善資金貸付基準、長崎県沿岸漁業改善資金事務取扱要領第１、第２等　参照